

許可の条件（抜粋）

（１）次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく（イに掲げる法人の役員の変更（代表権を有しない役員又は社員の変更に限る。）にあっては、前年７月１日までに）主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下、単に「運輸支局長」という。）に届け出なければならない。

ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所

イ 法人の役員

ウ 貸渡料金及び貸渡約款

エ 貸渡しの廃止

（２）事務所の名称若しくは所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称若しくは所在地を、当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に、主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。

（４）自家用マイクロバス（乗車定員が１１人以上２９人以下であり、かつ車両長が７ｍ以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、次の要件を満たさなければならない。

① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、２年以上の経営実績を有し、かつ、届出前２年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。

② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前２年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。

（５）レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第８０条第２項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を環境に配慮した車両を使用して行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、対象となる貸渡自動車等は以下のとおりとする。

① 想定される車両

- ・天然ガス自動車（ＣＮＧ自動車）
- ・電気自動車
- ・ハイブリッド車
- ・メタノール自動車
- ・低燃費かつ低排出認定車
- ・アイドリング・ストップ車

② ①に例示する車両を使用しない場合においては、アイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修・啓蒙を行う計画を作成・実施すること。